

グループ別対話会実施要領

(目的)

- 1 この要領は、印西市におけるグループ別対話会（以下「対話会」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(実施内容)

- 2 市長応接室等で、市民の皆さんが抱える悩みや様々なご意見等、市政運営上必要となる市民の声を市長が直接聞き、意見交換を行う。

(実施回数)

- 3 年間12回程度

(実施時間)

- 4 1時間程度とする。

(参加対象)

- 5 申し込みは、市内在住または在勤、在学の中学生以上で構成された8人以上15人程度の団体（団体活動の有無は問わない）であること。また、お子さんの同伴は可とし、中学生の団体の場合は、1人以上の保護者等が引率するものとし、引率者等も参加人数に含めるものとする。ただし、以下に該当する者または団体を除く。

- (1) 市職員
- (2) 市議会議員
- (3) 過去1年間で対話会に参加した個人または団体（ただし、待機している団体が無い場合はこの限りではない。）
- (4) その他、対話会の趣旨に照らし適当でないと認められる個人または団体

(意見交換のテーマ)

- 6 市政全般に関することとする。ただし、以下に該当するテーマや内容のものは除く。
 - (1) 一方的な要望や陳情に関するもの
 - (2) 政治・宗教・営利を目的とするもの
 - (3) 特定の個人または団体等に対する誹謗・中傷に関するもの
 - (4) 市が係争中であるもの
 - (5) その他、対話会の趣旨に沿わないもの

(参加団体の募集・決定)

- 7 参加団体の募集及び決定は以下のとおりとする。
 - (1) 募集は広報いんざい、市ホームページ等で行う。申し込み多数の場合は、市が抽選を行い、

参加団体を決定する。

- (2) 参加希望団体は、「グループ別対話会申込書」に意見交換のテーマ等必要事項を記入し「グループ別対話会参加者名簿」を添えて、郵送、FAX、メールまたは電子申請で秘書広報課宛てに申し込む。
- (3) 「グループ別対話会申込書」については別に定める。

(内容の公開)

- 8 対話会で出された主な意見は、市ホームページに掲載し、公開することとする。

(市側出席者)

- 9 市側の出席者は、市長及び市長が指定した者とする。

(庶務担当課)

- 10 グループ別対話会に係る庶務は、総務部秘書広報課が行う。

(その他)

- 11 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、秘書広報課長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年9月18日から施行する。